

# こまえ

2月1日現在人口と世帯数

|     | 住民基本台帳 |        | 合計     | 前月比    |     |
|-----|--------|--------|--------|--------|-----|
|     | 日本人    | 外国人    |        |        |     |
| 人口  | 男      | 39,493 | 654    | 40,147 | 28減 |
|     | 女      | 42,230 | 639    | 42,869 | 22増 |
|     | 計      | 81,723 | 1,293  | 83,016 | 6減  |
| 世帯数 | 42,452 | 673    | 43,125 | 9減     |     |

※外国人世帯数は、外国人のみの世帯です。

今号の主なトピックス

- 2面…市の人口と世帯数
- 3面…住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します
- 4・5面…人事行政の運営等の状況の公表
- 6面…ツリーウォッチング
- 8面…安心で安全なまちづくりを目指して

◎発行／狛江市 ◎編集／企画財政部秘書広報室 〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号 ☎03(3430)1111 FAX03(3430)6870

## 新型コロナワクチン 3回目接種（追加接種） 狛江市内の医療機関で個別接種を開始します

3月1日(火)から接種開始

ワクチン：ファイザー社製

☎ 新型コロナ予防接種室

■新規集団接種会場

2月11日(祝)から狛江市防災センター会場を新たに開設しています。

### 個別接種対応クリニック

■誰でも予約可能 **予約方法** ▽LINE (24時間) ▽コールセンター ☎03(5539)0223(毎日午前9時～午後6時)

希望される方はどなたでも予約ができます（2月18日(金)午前9時から予約開始）。

ただし、各クリニックの通院患者のみ2月15日(火)から17日(木)まで**コールセンター**で予約することができます（この期間に予約する際は、接種券番号に加え、各クリニックの診察券番号が必要です）。

※各クリニックに直接電話や来院して予約を取ることはできません。

| 医療機関名                 | 週当たりの接種人数 | 接種日時             |   |   |   |   |   |   | 所在地 |               |
|-----------------------|-----------|------------------|---|---|---|---|---|---|-----|---------------|
|                       |           | 日                | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |     |               |
| 石倉内科クリニック             | 78人       | 午前9時～10時30分      |   | ● | ● |   | ● | ● | ●   | 中和泉1-8-3-1F   |
|                       |           | 午後2時30分～3時       |   | ● | ● |   | ● | ● |     |               |
| 一の橋内科・循環器内科           | 60人       | 正午～午後0時30分       |   | ● | ● |   | ● | ● | ●   | 岩戸南1-4-11     |
| 岩瀬外科内科                | 84人       | 午前10時～午後0時15分    |   | ● | ● |   | ● | ● | ●   | 和泉本町3-3-18    |
|                       |           | 午後5時30分～6時       |   | ● | ● |   | ● | ● |     |               |
| かたやま内科クリニック           | 150人      | 午前10時～11時30分     |   | ● | ● |   | ● | ● |     | 中和泉5-1-20-101 |
|                       |           | 午前10時～午後1時       |   | ● | ● |   | ● | ● | ●   |               |
|                       |           | 午後2時～4時          |   | ● | ● |   | ● | ● |     |               |
| かとうクリニック              | 210人      | 午前11時～正午         |   |   |   |   |   |   | ●   | 中和泉1-1-1-4F   |
|                       |           | 午前11時30分～午後0時30分 |   | ● | ● |   |   | ● |     |               |
|                       |           | 午後4時～5時          |   | ● | ● |   |   | ● |     |               |
| はく整形外科<br>運動器エコークリニック | 108人      | 午後6時～8時15分       |   |   | ● |   |   |   |     | 和泉本町3-12-6    |
| 藤川医院                  | 84人       | 午後3時30分～5時15分    |   | ● | ● | ● |   | ● |     | 和泉本町2-16-5    |
| 松岡医院                  | 168人      | 午前9時～11時         |   | ● | ● |   | ● | ● | ●   | 中和泉5-10-18    |
|                       |           | 午後5時～6時          |   | ● | ● |   | ● | ● |     |               |
| やまだ総合内科クリニック          | 60人       | 午前10時～10時45分     |   |   | ● |   |   | ● |     | 和泉本町3-27-10   |
|                       |           | 午前10時～11時30分     |   | ● | ● | ● |   |   |     |               |
|                       |           | 午後4時～4時45分       |   | ● | ● | ● |   | ● |     |               |
| わせだ整形外科               | 60人       | 午後2時30分～5時30分    |   |   |   |   |   |   | ●   | 東野川2-20-5-102 |

■通院患者のみ **予約方法** 通院先の各クリニックへの来院または電話

※通院患者以外は予約ができません。予約受付は各クリニックが直接行います（2月15日(火)から予約開始）。

| 医療機関名                     | 週当たりの接種人数 | 接種日時        |   |   |   |   |   |   | 所在地 |            |
|---------------------------|-----------|-------------|---|---|---|---|---|---|-----|------------|
|                           |           | 日           | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |     |            |
| 小幡医院                      | 30人       | 午前9時～11時30分 |   | ● | ● | ● | ● |   | ●   | 猪方3-23-1   |
| 柏田内科クリニック                 | 24人       | 午後5時～5時30分  |   |   | ● |   | ● |   |     | 西野川1-15-19 |
| 保坂産婦人科クリニック<br>(妊婦・授乳婦のみ) | 18人       | 午後0時30分～1時  |   |   | ● |   | ● |   | ●   | 東和泉1-21-3  |

狛江市長 松原俊雄



**新型コロナ禍でもみんなが生きやすい狛江に**

新年から新型コロナウイルス感染症が拡大しています。狛江市も昨年8月の第5波の時期に500人を超える人が感染しましたが、今年拡大しているオミクロン株は感染力も強く、1月には800人以上が感染しています。

市では新型コロナウイルス感染症に有効とされるワクチン接種（追加接種）を、2回目接種から6カ月を超えた65歳以上の人から始め、昨年9月末までに2回接種した9割以上の人に対して、4月3日までに接種できる体制を整えました。

しかし、身体等の理由や制度上から接種できない人もいます。その人たちがウイルスから守るため、接種可能な人になるべく早く接種できるようにしています。また、呼吸器系や皮膚の病気、感覚過敏、障がい等から、マスクを着けたくても着けられない人もいます。そのような人たちがいることも理解し、人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくっていきましょう。

# 行政けいじばん

**乳幼児医療費助成制度**から義務教育就学児医療費助成制度への切り替え

4月から小学校に入学する子どもの①医療証は、小・中学生を対象とした②医療証に切り替わります。③医療証は、3月中旬に送付します。

**交通災害共済「ちよこつと共済」の日曜受付**

2月の日曜窓口にあわせて、交通災害共済「ちよこつと共済」の受付を行います。

2月27日(日)午前9時～午後1時

所市役所2階ロビー  
対市内在住で住民登録のある方  
共済期間 4月1日～令和5年3月31日

¥(年額)▽Aコース 1,000円  
▽Bコース 500円

**市民公募委員(こまえ市民大学運営委員会委員)**

対18歳以上(1月1日現在)の市内在住・在学・在勤の方  
定員 2人

任期委嘱日 令和5年3月31日  
※通常2年任期の前任者の残任期間になります。

市内に学習活動の機会を提供する「こまえ市民大学」の運営方針、全体の企画、講座の課題・年間日程の設定、講師等の選任、経費等運営全般に関する方策の

審議、策定および実施等  
申開 3月3日(木)(必着)までに、住所・氏名(ふりがな)・年齢・生年月日・性別・職業・電話番号・メールアドレスを記入の上、作文「応募の動機」(様式自由・800字程度)および略歴書を、持参(2月15日(火)・23日(祝)、3月1日(火)を除く午前9時～午後9時)または郵送で、中央公民館 ☎(3488)4411へ。

## 審議会等の公開

令和3年度第4回狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会

2月22日(火)午後5時45分から  
所防災センター3階会議室  
※オンラインでの傍聴を希望する方は2月17日(木)までにお問い合わせください。

令和3年度第4回狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会

2月25日(金)午後7時から  
所防災センター4階会議室  
中学校教育課教育庶務係

第4回狛江市男女共同参画推進委員会  
3月1日(火)午後7時から  
所防災センター4階会議室

令和3年度第4回狛江市市民福祉推進委員会  
3月3日(木)午後7時から  
所防災センター4階会議室

令和3年度第4回狛江市市民福祉推進委員会  
3月3日(木)午後7時から  
所防災センター4階会議室

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の申請はお済みですか

昨年末から支給している高校生世代までの子育て世帯に対する給付金(子ども1人当たり10万円。所得制限あり)について、市から児童手当を受給していない方(主に高校生世代の子どもの主たる生計維持者の方、または公務員の方)が給付金を受けるには申請が必要です。所得制限以内でまだ申請が済んでいない方は、早めにご申請ください。



市ホームページ

申請後、順次支給します。  
申開 子ども政策課手当助成係へ。

## 障がい者就労促進講演会

3月8日(火)午後3時30分～5時  
所 あいとぴあセンター  
対市内在住の当事者・家族、関係機関職員  
定員 10人  
内 障がい者の就労準備と就労後のフォロー  
師 社会福祉法人にしの会就労移行支援担当者  
申開 3月7日(月)午後5時までに、狛江市障がい者就労支援センター・サポート ☎(5438)3533、☎(3430)9779へ。

## 認知症サポーターステップアップ講座

3月12日(土)午前10時～正午  
所 防災センター4階会議室  
対市内在住・在学・在勤の方で、認知症サポーター養成講座を過去に受講された方  
定員 20人  
内 厚生労働省・東京都・狛江市  
申開 高齢障がい者、高年齢者支援係へ。

## あいとぴあセンタープール 利用登録の受付

対 (1)プールの利用に支障がない心身障がい者、指定難病認定者  
木曜日午前9時～正午(4月～9月)または毎月第1・3日曜日の午前9時～正午もしくは午後1時～4時(4月～翌年3月)  
(2)65歳以上で医師から機能訓練の指示を受けている方  
木曜日午前9時～正午(4月～9月)  
(3)65歳以上の方  
月曜日または火曜日午前9時～正午(4月～9月)  
※いずれも市内に住居登録がある方に限ります。また、(1)(2)の方は介助者の同伴が可能です。  
¥1,000円(登録期間内)

介助者は無料  
※新型コロナウイルス感染症対策として、郵送による申請にご協力ください(申請書がない方は申請書を送付しますので、ご連絡ください)。  
※現在プールを利用中の方には、事前に申請書を送付します。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、プールの利用を休止する場合があります。  
申開 2月25日(金)までに、申請書を郵送

(1)(2)の方は高齢障がい課障がい者支援係、(3)の方は高齢障がい課高齢者支援係へ。



## 市の人口と世帯数

市民課

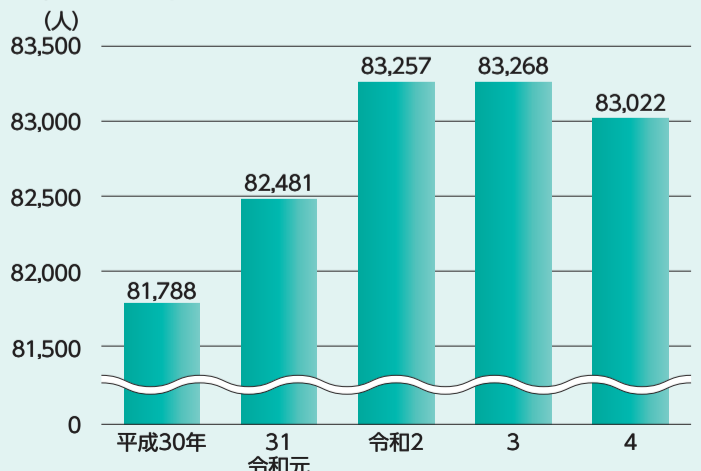
1月1日現在の住民基本台帳に基づく、年次別人口、町別世帯数および人口をお知らせします。

人口は8万3,022人、世帯数は4万3,134世帯、一世帯平均1.9人となっています。

町別世帯数・人口

| 地域町名 | 住民基本台帳人口        |                 |                 |                 |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|      | 世帯数             | 総数              | 男               | 女               |
| 和泉本町 | 7,087 (7,111)   | 13,857 (13,995) | 6,438 (6,516)   | 7,419 (7,479)   |
| 中和泉  | 6,145 (6,127)   | 11,918 (11,989) | 5,932 (5,983)   | 5,986 (6,006)   |
| 西和泉  | 1,272 (1,271)   | 2,028 (2,048)   | 955 (975)       | 1,073 (1,073)   |
| 元和泉  | 2,010 (2,007)   | 3,453 (3,493)   | 1,669 (1,691)   | 1,784 (1,802)   |
| 東和泉  | 4,315 (4,237)   | 6,830 (6,737)   | 3,164 (3,121)   | 3,666 (3,616)   |
| 猪方   | 3,400 (3,396)   | 6,629 (6,641)   | 3,308 (3,311)   | 3,321 (3,330)   |
| 駒井町  | 2,095 (2,112)   | 4,512 (4,579)   | 2,259 (2,294)   | 2,253 (2,285)   |
| 岩戸南  | 4,675 (4,648)   | 9,410 (9,441)   | 4,592 (4,619)   | 4,818 (4,822)   |
| 岩戸北  | 4,856 (4,874)   | 8,885 (8,930)   | 4,242 (4,252)   | 4,643 (4,678)   |
| 東野川  | 3,846 (3,808)   | 8,275 (8,208)   | 4,098 (4,072)   | 4,177 (4,136)   |
| 西野川  | 3,433 (3,389)   | 7,225 (7,207)   | 3,518 (3,509)   | 3,707 (3,698)   |
| 合計   | 43,134 (42,980) | 83,022 (83,268) | 40,175 (40,343) | 42,847 (42,925) |

年次別人口の推移





# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します。

**対**▽基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養家族等のみからなる世帯を除く)

▽新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」となった世帯(家計急変世帯)

**支給額** 1世帯当たり10万円

※給付金をかたる「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。市区町村の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

**申請方法** 右表に記載

**申問** 郵送または持参で、福祉政策課「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」コールセンター ☎0570(03)2625(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)へ。

## ■申請方法

| 対象者                                                  | 必要書類                                                                                                                                                                                 | 申込受付期間               |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 世帯全員が、令和3年1月1日以前から現住所に住んでいる場合                        | ▽必要事項を記入した確認書(確認書は、対象者へ2月15日に発送済み)<br>▽本人確認書類の写し(確認書に記載された支給口座以外を希望される場合または確認書の支給口座が空欄の場合)<br>▽振込口座確認書類の写し(確認書に記載された支給口座以外を希望される場合または確認書の支給口座が空欄の場合)                                 | 5月16日(月)まで(予定)       |
| 令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯                               | ▽申請書※5階臨時特別給付金窓口で配布または市ホームページからダウンロード可<br>▽本人確認書類の写し<br>▽振込口座確認書類の写し<br>▽令和3年度住民税非課税証明書の写し(現住所と令和3年1月1日時点の住所が異なる方全員分)                                                                | 3月1日(火)～9月30日(金)(予定) |
| 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」となった世帯(家計急変世帯) | ▽申請書(家計急変世帯分)※5階臨時特別給付金窓口で配布または市ホームページからダウンロード可<br>▽本人確認書類の写し<br>▽振込口座確認書類の写し<br>▽戸籍の附票の写し(令和3年1月1日以降、複数回転居した方)<br>▽申請者の世帯の状況を確認できる書類(住民票の写し)<br>▽簡易な収入(所得)見込額の申立書<br>▽収入額が確認できる添付書類 | 3月1日(火)～9月30日(金)(予定) |

※対象者のうち、DV(ドメスティック・バイオレンス)等で住所地以外に避難中で、DV避難中である証明をお持ちの方は、居住市区町村で受給できる場合があります。  
※居住が安定していない、いわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりされている方で、市の住民基本台帳に記録されていない方も、基準日の翌日以降、居住市区町村において住民基本台帳に記録され、対象者となったときには、当該居住市区町村で受給できる場合があります。

**対** 3月1日(火)～31日(木) 市内在住で、認証保育所等の認可外保育施設を利用する未就学児を扶養し、保育料の滞納がない世帯

**必要書類** 月決め契約書の写し、申請書および請求書(市ホームページからダウンロード可)、保育を必要とすることを証明する書類、課税または非課税証明書(令和3年1月1日現在、保育・保育係)

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

**問** 児童育成課 幼児教育・保育係

## 認証保育所等入所児童保護者の負担軽減補助金(第二期)の申請を受け付けます

江市に住民票がない方のみ)

**対** 認証保育所および市内家庭福祉員通所世帯 各施設へ。

▽その他認可外保育施設等通所世帯 必要書類を持参または郵送で児童育成課 幼児教育・保育係へ。

## 令和4年市議会第1回定例会

第1回定例会は、下記の日程で開催予定です。招集日・一般質問・予算特別委員会・最終日は、インターネット中継でもご覧になれます。

時 午前9時開会(予定)  
問 議会事務局

| 日程       | 内容        |
|----------|-----------|
| 2月24日(木) | 定例会招集日    |
| 3月3日(木)  | 一般質問      |
| 3月4日(金)  | 一般質問      |
| 3月7日(月)  | 一般質問      |
| 3月9日(水)  | 総務文教常任委員会 |
| 3月10日(木) | 社会常任委員会   |
| 3月11日(金) | 建設環境常任委員会 |
| 3月16日(水) | 予算特別委員会   |
| 3月17日(木) | 予算特別委員会   |
| 3月22日(火) | 予算特別委員会   |
| 3月29日(火) | 議会運営委員会   |
| 3月30日(水) | 定例会最終日    |

市では、HOYA(株)アイケアカンパニーと「使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定」を締結し、市内公共施設8カ所で使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収を開始します。

**回収対象** 使い捨てコンタクトレンズ空ケース

※メーカーは問いません。

**問** 清掃課(ビン・缶リサイクルセンター)

市民館、市民総合体育館、上和泉

地域センター、野川地域センター、岩戸地域センター、南部地域センター、ビン・缶リサイクルセンター

## 使い捨てコンタクトレンズ空ケースを回収します

## 戦後の生活

「松原睦会」昭和の記憶から



—その333—

太平洋戦争末期、今は体育館がある南に、同潤会によって建てられた同潤会住宅があった。二軒長屋が8棟16軒。東京重機工業の社宅になっていた。井戸は共同井戸。外にあって、4軒に一つとも、8軒に一つだったともいう。住人は近くの井戸で水をくみ、家に運んで甕の中に入れ、柄杓でくんで煮炊きに使っていた。洗濯や洗物物は井戸端。井戸端には近所同士が集まって井戸端会議が始まる。みんな仲良かった。

風呂は家の中にあつたから井戸から手桶で運ぶ大変な仕事だ。だから近所同士で入りこし、使った水は排水路に流し、最後は地面に吸い込ませていた。20年頃には登戸まで銭湯に入りに行く人もいたという。風呂も炊飯も燃料は薪か炭を使っていたが、30年代に入ると石油コンロに代わっていった。電話は近くの医院や美容室に借りに行った。薬屋には公衆電話があった。

昭和28年にテレビの放映が始まったが、高価だからこの家にもあるとは限らない。個人の家のテレビの前にみんなが集まって見ていた。プロレスラーの力道山が活躍した頃である。夏休みには子ども会。会で16ミリ映写機とフィルムを借りて

きて映写し、映画会を行った。娯楽のあまりない時代だったからみんな楽しみにしていた。周囲はまだ畑ばかり。もみじ林の向こう(南)に小田急の分譲住宅が見えたし、喜多見駅からも町内会の赤い屋根が見えたという。だから狛江第二小学校と狛江中学校の始業の鐘もよく聞こえ、予鈴が鳴ってからでも畑の中を突っ切れば間に合った。子どもの遊びはベゴゴマや鬼ごっこ。その頃はみんな家を開けっぱなしだったので、家の中を通過して逃げ回った。畑の中の肥だめに落ちた子もいたという。子どもの神輿は父親たちの手作り。鳥の形の飾りを付けた。行燈も手作り。絵を書き入れて辻々に置いたから火を入るときれいだった。そして赤飯のおにぎりを子どもたちに配った。

味噌や醤油は町内会の魚屋さんで量り売り、野菜は現在外科胃腸科のある辺りで、刺身は現緑野小学校のバス停辺りまで買っていた。酒は松原交差点の所などみんな近所で済ましていたというより、狛江駅まで行ってもあまり店がなかった。

都道は狭く、両側に大木があつて、30年代後半には大雨で町内会の道路が冠水した。その道も昭和41年に松原まで拡幅され、仙川から調布駅南口に行くバスが通るようになった。

松原睦会は防疫事業にも熱心で「蚊や蠅をなくす都民運動」に協力したことから、昭和36年3月28日に日比谷公会堂で東京都知事から表彰状を頂いた。

井上 孝 (狛江市文化財専門委員)

証明書発行等の窓口混雑状況は、市ホームページの「オンラインサービス内」の「窓口混雑状況」からリアルタイムでご確認できます。



# 人事行政の運営等の状況の公表

狛江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条に基づき、市職員の任免、職員数や給与、勤務条件などの状況を市民の皆さんにお知らせします。給与・定員管理の詳細は令和4年4月末(予定)に市ホームページに掲載します。

給与の状況、人事行政の運営等の状況については職員課、職員の定員の状況については政策室企画調整担当

| 区分         | 狛江市                                    |              | 国            |                       | 東京都          |              |
|------------|----------------------------------------|--------------|--------------|-----------------------|--------------|--------------|
|            | 令和2年度支給割合(職務段階別加算あり( )内は、再任用職員に係る支給割合) | 期末手当         | 勤奨手当         | 期末手当                  | 勤奨手当         | 期末手当         |
| 期末・勤奨手当    | 2.50月(1.40月)                           | 2.05月(1.00月) | 2.55月(1.45月) | 1.90月(0.90月)          | 2.50月(1.40月) | 2.05月(1.00月) |
|            | 4.55月(2.40月)                           |              | 4.45月(2.35月) |                       | 4.55月(2.40月) |              |
| 退職手当       | 支給率(令和3年4月1日現在)                        |              |              |                       |              |              |
|            | 勤続年数                                   | 普通退職         | 定年退職         | 普通退職                  | 勤奨・定年退職      | 普通退職         |
|            | 20年                                    | 23.00月       | 23.00月       | 19.6695月              | 24.586875月   | 23.00月       |
|            | 25年                                    | 30.50月       | 30.50月       | 28.0395月              | 33.27075月    | 30.50月       |
|            | 35年                                    | 43.00月       | 43.00月       | 39.7575月              | 47.709月      | 43.00月       |
|            | 最高限度                                   | 43.00月       | 43.00月       | 47.709月               | 47.709月      | 43.00月       |
|            | 加算措置                                   | なし           |              | 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算) |              | 措置(2%~20%加算) |
| 令和2年度平均支給額 |                                        |              |              |                       |              |              |
| 普通退職       | 5,851,899円                             |              |              |                       |              |              |
| 定年退職       | 21,619,780円                            |              |              |                       |              |              |

## 8 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

| 区分 | 給料月額等 |          | 期末手当(令和2年度支給実績) |
|----|-------|----------|-----------------|
| 給料 | 市長    | 898,000円 | 年間4.55月分        |
|    | 副市長   | 774,000円 |                 |
|    | 教育長   | 721,000円 |                 |
| 報酬 | 議長    | 547,000円 | 年間4.4月分         |
|    | 副議長   | 489,000円 |                 |
|    | 常任委員長 | 473,000円 |                 |
|    | 議員    | 465,000円 |                 |

## 9 定員の状況 (各年4月1日現在)

| 区分        | 職員数  | 職員数  |      | 対前年増加数 | 主な増減理由          |
|-----------|------|------|------|--------|-----------------|
|           |      | 令和2年 | 令和3年 |        |                 |
| 一般行政部門    | 議会   | 6    | 6    | 0      |                 |
|           | 総務   | 94   | 93   | ▲1     | 欠員不補充による減       |
|           | 税務   | 31   | 31   | 0      |                 |
|           | 民生   | 152  | 150  | ▲2     | 業務・加配整理による減     |
|           | 衛生   | 28   | 31   | 3      | 部署増設による増        |
|           | 労働   | —    | —    | —      |                 |
|           | 農林水産 | 1    | 1    | 0      |                 |
|           | 商工   | 6    | 6    | 0      |                 |
|           | 土木   | 50   | 47   | ▲3     | 欠員不補充等による減      |
|           | 小計   | 368  | 365  | ▲3     |                 |
| 特別行政部門    | 警察   | —    | —    | —      |                 |
|           | 教育   | 46   | 45   | ▲1     | 退職者不補充(再任用)による減 |
|           | 小計   | 46   | 45   | ▲1     |                 |
| 普通会計      | 414  | 410  | ▲4   |        |                 |
| 公営企業等会計部門 | 病院   | —    | —    | —      |                 |
|           | 水道   | —    | —    | —      |                 |
|           | 下水道  | 8    | 8    | 0      |                 |
|           | その他  | 26   | 26   | 0      |                 |
| 小計        | 34   | 34   | 0    |        |                 |
| 総合計       | 448  | 444  | ▲4   |        |                 |

## 人事行政の運営等の状況

### 1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職者の状況 (人)

| 区分     | 採用者数 | 退職者数 |      |      |        |    |
|--------|------|------|------|------|--------|----|
|        |      | 総数   | 定年退職 | 勤奨退職 | 普通退職ほか | 死亡 |
| 平成28年度 | 16   | 20   | 8    | 2    | 10     | 0  |
| 平成29年度 | 23   | 20   | 4    | 5    | 10     | 1  |
| 平成30年度 | 9    | 9    | 6    | 1    | 2      | 0  |
| 平成31年度 | 18   | 22   | 7    | 2    | 13     | 0  |
| 令和2年度  | 28   | 14   | 5    | 0    | 9      | 0  |

※平成29年度採用者数には、平成28年度採用試験の名簿登載者1名を含みます。

(2) 部局別職員数 (令和3年4月1日現在) (人)

| 区分         | 職員数 | 部長級 | 課長級<br>課長補佐級 | 係長級 | 主任 | 主事  |
|------------|-----|-----|--------------|-----|----|-----|
| 市長部局       | 388 | 10  | 42           | 58  | 83 | 195 |
| 議会事務局      | 6   | 1   | 1            | 1   | 1  | 2   |
| 教育委員会      | 45  | 2   | 8            | 7   | 12 | 16  |
| 選挙管理委員会事務局 | 2   | 0   | 1            | 1   | 0  | 0   |
| 監査委員事務局    | 2   | 0   | 1            | 1   | 0  | 0   |
| 農業委員会事務局   | 1   | 0   | 1            | 0   | 0  | 0   |
| 計          | 444 | 13  | 54           | 68  | 96 | 213 |

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、再任用短時間職員、非常勤職員は除きます。

### 2 職員の人事評価の状況 (令和2年度)

人事評価制度は、職員の勤務実績と職務遂行能力を正しく評価し、業績や能力に応じた処遇を行い、人財の育成・活用を図ることを目的としています。市では、狛江市職員の人事評価に関する要綱および人事評価マニュアルに基づき、職員に対する人事評価を実施しています。

|       |                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------|
| 評価の体系 | 勤務評価制度、自己申告制度、目標管理制度                                               |
| 評価対象者 | 一般職に属する職員(非常勤職員を除く)                                                |
| 評価方法  | 職務行動等を評価要素とする各評価項目ごとに5段階の絶対評価で評価を行う。                               |
| 評価要素  | 〔管理職〕仕事の成果、課題設定力、実行力、組織運営力、規律性<br>〔一般職員〕仕事の成果、職務遂行力、組織運営力、取組姿勢、規律性 |

## 職員の給与・定員の状況

市職員の給与は、地方公務員法に基づき、民間企業の給与実態などを調査して行う東京都人事委員会の勧告に基づき、条例等で定められています。

また、市長、副市長、教育長の給料や、市議会議員の報酬は、識見を有する者等で構成される「狛江市特別職報酬等審議会」の答申に基づき、条例で定められています。

### 1 人件費の状況 (普通会計決算)

| 区分    | 住民基本台帳人口(令和3年1月1日) | 歳出額(A)       | 実質収支        | 人件費(B)      | 人件費率(B/A) |
|-------|--------------------|--------------|-------------|-------------|-----------|
| 令和2年度 | 83,268人            | 38,874,179千円 | 1,589,622千円 | 4,557,439千円 | 11.7%     |

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等も含まれます。  
※普通会計とは、総務省が定めた統一基準により全地方自治体が用いる、地方財政統計上の会計区分のことです。

### 2 職員給与費の状況 (普通会計決算)

| 区分    | 職員数(A) | 給与費         |             |             | 1人当たり給与費(B/A) |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|---------------|
|       |        | 給料          | 職員手当        | 計(B)        |               |
| 令和2年度 | 414人   | 1,443,755千円 | 1,140,556千円 | 2,584,311千円 | 6,242千円       |

※職員手当には退職手当は含まれません。  
※職員数は、特別会計を除く令和2年4月1日現在の人数です。

### 3 職員平均給料月額および平均年齢の状況 (令和3年4月1日現在)

| 区分  | 一般行政職    |       | 技能労務職    |       |
|-----|----------|-------|----------|-------|
|     | 平均給料月額   | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均年齢  |
| 狛江市 | 319,483円 | 40.8歳 | 333,283円 | 53.7歳 |
| 国   | 325,827円 | 43.0歳 | 286,947円 | 50.9歳 |
| 東京都 | 315,489円 | 41.9歳 | 290,644円 | 50.4歳 |

### 4 職員の初任給の状況 (令和3年4月1日現在)

| 区分    | 狛江市 |          | 国        | 東京都      |
|-------|-----|----------|----------|----------|
|       | 初任給 | 初任給(総合職) | 初任給      | 初任給      |
| 一般行政職 | 大学卒 | 183,700円 | 186,700円 | 183,700円 |
|       | 高校卒 | 145,600円 | 150,600円 | 145,600円 |

※初任給の他、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給されます。

### 5 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況 (令和3年4月1日現在)

| 区分    | 経験年数10年 | 経験年数15年    | 経験年数20年    |            |
|-------|---------|------------|------------|------------|
| 一般行政職 | 大学卒     | 258,792円   | 317,031円   | 380,250円   |
|       | 高校卒     | (213,900円) | (247,100円) | (278,900円) |

※高校卒職員の経験年数別・学歴別は該当者がいないため、( )内は高校卒採用者給料月額の標準モデルとなっています。

### 6 一般行政職の級別職員数の状況 (令和3年4月1日現在)

| 区分       | 1級      | 2級    | 3級       | 4級         | 5級       | 計    |      |
|----------|---------|-------|----------|------------|----------|------|------|
| 標準的な職務内容 | 主事      | 主任    | 係長<br>主査 | 課長<br>課長補佐 | 部長<br>理事 |      |      |
| 職員数      | 140人    | 55人   | 50人      | 47人        | 11人      | 303人 |      |
| 構成比      | 46.2%   | 18.2% | 16.5%    | 15.5%      | 3.6%     | 100% |      |
| 参考       | 1年前の構成比 | 47.2% | 18.0%    | 16.4%      | 14.8%    | 3.6% | 100% |
|          | 5年前の構成比 | 46.2% | 17.2%    | 19.0%      | 13.3%    | 4.3% | 100% |

※給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数(再任用職員を除く)です。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

※職員数は、福祉職・技能労務職等を除いたものです。

### 7 職員手当の状況 (普通会計決算)

|               |                   |                       |                   |
|---------------|-------------------|-----------------------|-------------------|
| 地域手当(令和2年度)   | 支給率               | 16%                   |                   |
|               | 支給対象の職員数          | 全職員                   |                   |
|               | 国の制度(支給率)         | 0~20%                 |                   |
| 特殊勤務手当(令和2年度) | 支給対象職員1人当たり平均支給年額 | 625千円                 |                   |
|               | 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 10.49%                |                   |
|               | 支給対象職員1人当たり平均支給年額 | 5千円                   |                   |
|               | 手当の種類             | 4                     |                   |
| 超過勤務手当        | 令和2年度             | 支給総額<br>職員1人当たり平均支給年額 | 98,527千円<br>240千円 |
|               | 平成31年度            | 支給総額                  | 124,638千円         |
|               |                   | 職員1人当たり平均支給年額         | 305千円             |

| 区分             | 内容                                      |                                   |
|----------------|-----------------------------------------|-----------------------------------|
| 扶養手当(部長級には不支給) | 配偶者                                     | 6,000円(課長および課長補佐級は3,000円)         |
|                | 子                                       | 9,000円(満16歳年度初めから22歳年度末まで13,000円) |
|                | その他の親族                                  | 6,000円(課長および課長補佐級は3,000円)         |
| 住居手当           | ①世帯主またはこれに準ずる者                          |                                   |
|                | ②満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者           |                                   |
|                | ③自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている者 |                                   |
| 通勤手当           | 交通機関利用者                                 | 月額55,000円まで                       |
|                | 交通用具利用者                                 | 通勤距離に応じて支給                        |



## 8 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために、職務の遂行に全力を挙げて専念しなければなりません。職員のサービスに関する基本原則として、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止ならびに営利企業等の従事制限があります。

## 9 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日から地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第3号)が施行され、地方公共団体において、退職管理の適正確保が求められることになりました。

市では、地方公務員法および狛江市職員の退職管理に関する規則に基づき、職員の退職管理を適切に実施しています。

## 10 職員の研修の状況

### 職員研修の実施状況(令和2年度)

職員の研修は「第2次狛江市人財育成基本方針」に基づき、体系化しています。

| 区分    | 研修名                        | 研修数 | 人数  |
|-------|----------------------------|-----|-----|
| 職層別研修 | 新任職員研修                     | 1   | 28  |
|       | 新任職員実務研修                   | 1   | 26  |
|       | 新任職員実務研修(保育士)              | 1   | 5   |
|       | 新任フォローアップ研修                | 1   | 31  |
|       | 新任フォロー研修                   | 1   | 28  |
|       | ハラスメント(パワハラ・セクハラ)防止研修(管理職) | 1   | 60  |
|       | ハラスメント(パワハラ・セクハラ)防止研修      | 1   | 30  |
|       | 管理職研修(人事評価者)               | 1   | 9   |
| 年層別研修 | (実績なし)                     | —   | —   |
| 特別研修  | ユニバーサルマナー検定3級取得講座          | 1   | 37  |
|       | 接遇スキルアップ研修                 | 1   | 12  |
| 派遣研修  | 東京都市町村職員研修所                | 48  | 189 |
|       | 各種講演会等派遣                   | 12  | 19  |
|       | その他派遣研修                    | 14  | 22  |
| 合同研修  | 研修所第3ブロック合同研修              | 1   | 2   |
| 職場内研修 | 職場内研修(OJT)                 |     |     |

## 11 職員の福祉および利益の保護の状況

### (1) 東京都市町村職員共済組合事業の概要

東京都における区部を除く26市5町8村と一部事務組合で組織する東京都市町村職員共済組合に加入しています。共済組合は法律に基づき、主に健康保険、年金等の業務を行っています。

| 事業名    | 内容                                                          |
|--------|-------------------------------------------------------------|
| 短期給付事業 | 組合員とその家族の病気、けが、出産、死亡、休業または災害に対して、必要な給付を行う。                  |
| 長期給付事業 | 組合員の老齢、退職、障がいまたは死亡に対して年金または一時金の給付を行う。                       |
| 福祉事業   | 組合員とその家族の健康教育、健康相談、健康診査などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、貯金事業、貸付事業などを行う。 |

### (2) 職員共済会事業の概要

職員の福利厚生事業は、条例に基づき設置した狛江市職員共済会を通じて行っています。職員共済会は、職員本人の掛け金と市および加入団体からの交付金で運営しています。掛け金は本俸の1,000分の5、交付金は本俸の1,000分の2となっています。

| 事業名    | 事業の目的と内容(令和2年度)                                       |
|--------|-------------------------------------------------------|
| 給付事業   | 会員の結婚、出産、子の就学、傷病、弔慰、人間ドック、災害、永年勤続、リフレッシュ、ライフプラン等に際し給付 |
| 福利厚生事業 | 会員個人またはその家族等の福利厚生、家族等慰安、宿泊補助等                         |
| 教養文化事業 | 会員およびその家族の文化と教養を高めるための事業                              |
| 体育保健事業 | 会員およびその家族の体の健康回復に資するための事業                             |

### (3) 健康保持・安全衛生管理

職員の疾病予防、健康障害の早期発見を図るために労働安全衛生法に基づく定期健康診断および個別の健康診断を実施しています。また、健康教育や産業医、保健師(または看護師)による健康相談を行っています。

#### 健康診断・健康教育の実施状況(令和2年度)

| 件名           | 受診者・回数 |
|--------------|--------|
| 定期健康診断       | 744人   |
| ストレスチェック     | 589人   |
| 健康講座         | 2回     |
| 腰痛・頸肩腕障害予防研修 | 4回     |

※一部非常勤職員も含まれます。

### (4) 公務・通勤災害補償制度

職員の公務上の災害、または通勤途上における災害の補償については、地方公務員災害補償法に基づき補償されます。

#### 公務災害・通勤災害発生状況(件)

| 区分   | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 公務災害 | 9      | 6      | 1      | 7      | 2     |
| 通勤災害 | 2      | 2      | 0      | 0      | 0     |
| 合計   | 11     | 8      | 1      | 7      | 2     |

## 12 東京都市町村公平委員会の報告事項

公平委員会とは、法律に基づき職員からの勤務条件に関する措置要求や不利益処分の審査請求を受け付け、審査する機関です。

| 種類               | 平成31年度からの継続件数 | 令和2年度要求事案数 | 完結件数 | 令和2年度継続件数 |
|------------------|---------------|------------|------|-----------|
| 勤務条件に関する措置の要求の状況 | 0             | 0          | 0    | 0         |
| 不利益処分に関する審査請求の状況 | 0             | 0          | 0    | 0         |

## 3 職員の競争試験および選考の状況

職員の採用は、地方公務員法の規定により、競争試験(筆記、面接、その他の手法)で実施しています。

また、採用後の職員の昇任についても、人事評価、昇任試験などを実施し、勤務成績等の能力の実証に基づく選考を行っています。

### (1) 職員採用試験の状況(令和2年度採用)(人)

| 職種           | 受験者数 | 合格者数 | 採用者数 |
|--------------|------|------|------|
| 一般事務         | 87   | 9    | 9    |
| 一般事務(経験者対象)  | 37   | 7    | 6    |
| 一般事務(障がい者対象) | 5    | 1    | 1    |
| 一般技術(土木)①    | 2    | 0    | 0    |
| 一般技術(土木)②    | 4    | 3    | 3    |
| 一般技術(建築)     | 3    | 2    | 2    |
| 保健師          | 3    | 2    | 1    |
| 社会福祉士        | 5    | 1    | 1    |
| 保育士①         | 10   | 4    | 3    |
| 保育士②         | 14   | 5    | 2    |
| 計            | 170  | 34   | 28   |

### (2) 昇任試験の状況(令和2年度)

| 区分             | 受験者 | 合格者 | 合格率   |
|----------------|-----|-----|-------|
| 管理職昇任試験        | 12人 | 2人  | 16.7% |
| 主任昇任試験         | 56人 | 10人 | 17.9% |
| 技能・労務系職員主査昇任試験 | 1人  | 0人  | 0%    |

### (3) 昇任者数(令和2年度および令和3年4月1日の昇任者)

#### ■事務系(人)

|          | 部長級 | 課長級 | 課長補佐級 | 係長級 | 主任 |
|----------|-----|-----|-------|-----|----|
| 令和2年度    | 2   | 6   | 10    | 12  | 8  |
| 令和3年4月1日 | 1   | 1   | 3     | 6   | 10 |

#### ■技能・労務系(人)

|          | 統括主査 | 主査 | 主任 |
|----------|------|----|----|
| 令和2年度    | 2    | 0  | 0  |
| 令和3年4月1日 | 0    | 0  | 0  |

## 4 職員の給与の状況

市職員の給与は、職階ごとに必要とされる職務遂行能力の基準を明らかにし、適正な任用による職務領域、役割分担に応じた制度としています。

なお、令和2年度の支給状況と令和3年4月1日現在の職員の給与の状況は「職員の給与・定員の状況」の通りです。

#### ■ラスパイレス指数の推移

| 年度    | ラスパイレス指数 | 平均給料月額(百円) |
|-------|----------|------------|
| 令和2年度 | 99.5     | 3,149      |
| 令和3年度 | 99.0     | 3,195      |

ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額により比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

## 5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間の状況(令和3年4月1日現在)

| 1週間の正規の勤務時間 | 開始時刻    | 終了時刻    | 休憩時間     |
|-------------|---------|---------|----------|
| 38時間45分     | 午前8時30分 | 午後5時15分 | 正午から60分間 |

※図書館や保育園など公務運営上の事情、職務の性質により、正規の勤務日、勤務時間などが不規則に割り振られる部署もあります。

### (2) 休暇制度の概要(令和3年4月1日現在)

| 種類       | 付与日数                    | 種類         | 付与日数                       |
|----------|-------------------------|------------|----------------------------|
| 病気休暇     | 3月以内                    | 永年勤続休暇     | 10年3日、20年5日、50歳7日          |
| 公民権行使等休暇 | 必要と認められる時間              | 事故休暇       | 必要と認められる時間または期間            |
| 官公署出頭休暇  | 必要と認められる時間              | 現住居の滅失等休暇  | 1週間以内                      |
| 妊娠出産休暇   | 16週間以内                  | 出勤困難休暇     | 必要と認められる時間または期間            |
| 妊娠初期休暇   | 10日以内                   | 退勤途上休暇     | 必要と認められる時間                 |
| 母子保健健診休暇 | 必要と認められる時間              | 骨髄提供等に係る休暇 | 必要と認められる日または時間             |
| 妊婦通勤時間   | 1日あたり60分以内              | 夏季休暇       | 5日以内                       |
| 育児時間     | 1日あたり90分以内              | ボランティア休暇   | 5日以内                       |
| 出産支援休暇   | 2日以内                    | 短期の介護休暇    | 要介護者1人につき5日以内(複数の場合は10日以内) |
| 育児参加休暇   | 5日以内                    | 介護休暇       | 必要と認められる期間および回数180日以内      |
| 子の看護休暇   | 5日以内(養育する子が複数の場合は10日以内) | 組合休暇       | 日または時間                     |
| 生理休暇     | 1月に2日以内                 |            |                            |
| 慶弔休暇     | 結婚6日<br>忌引(親族により)1~10日  |            |                            |

### (3) 年次有給休暇の取得状況(令和2年度)

職員には、1年当たり20日間の年次有給休暇が与えられます。

| 総付与日数   | 総取得日数  | 対象職員数 | 平均取得日数 | 取得率   |
|---------|--------|-------|--------|-------|
| 16,265日 | 5,153日 | 436人  | 11.8日  | 31.7% |

### (4) 介護休暇の取得者数(令和2年度新規取得者)(人)

| 区分      | 男 | 女 | 計 |
|---------|---|---|---|
| 介護休暇    | 0 | 0 | 0 |
| 短期の介護休暇 | 1 | 0 | 1 |

## 6 職員の休業の状況(令和2年度新規取得者)(人)

| 区分   | 男  | 女 | 計  |
|------|----|---|----|
| 育児休業 | 12 | 5 | 17 |
| 部分休業 | 0  | 7 | 7  |

## 7 職員の分限および懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数(令和2年度)(人)

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

| 免職 | 降任 | 休職 | 降給 | 計 |
|----|----|----|----|---|
| 0  | 0  | 4  | 0  | 4 |

### (2) 懲戒処分者数(令和2年度)(人)

懲戒処分は、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うために行う処分です。

| 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 計 |
|----|----|----|----|---|
| 0  | 0  | 0  | 0  | 0 |



発熱など新型コロナウイルス感染症の症状が生じた場合は、まずはかかりつけ医など身近な医療機関に電話相談を!



## 子どもの実験教室

▽風の力を感じてみよう  
 日 3月19日(土)午前10時30分～11時30分  
 対 小学校1・2年生


▽物質の三態  
 日 3月20日(日)午後2時30分～4時30分  
 対 小学校3年生～中学校3年生  
 各回定員12人(多数抽選)  
 師 自然科学数理教室キッズアース講師  
 持 筆記用具、定規  
 ¥500円(材料代)  
 申 2月27日(日)までに、電子申請で中央公民館 ☎(3488)4411へ。

高学年 低学年

## ツリーウォッチング

日 集合  
 ▼第1回 3月9日(水)(清水川公園内)  
 ▼第2回 3月23日(水)(岩戸川緑地公園内岩戸児童センター付近)  
 各回時 午前10時～正午  
 受 午前9時45分から  
 対 市内在住の方  
 定 15人  
 内 岩戸川緑地公園で樹木の名前や特徴を勉強しながら樹名札を付ける樹木を選定します。  
 師 鈴木伸一さん(東京農業大学教授)  
 持 歩きやすい服装・靴(長袖・長ズボン・滑りにくい靴など。サンダル不可)、帽子、軍手、タオル、飲み物など  
 申 2月16日(水)から、環境政策課水と緑の係へ。




## おんまちラボ Vol.3 ～音楽の「ノリ」って何!?

日 3月20日(日)午後2時～3時  
 受 午後1時30分から  
 所 中央公民館  
 対 市内在住・在学・在勤の方  
 定 先着30人(要予約・定員になり次第受付終了)  
 内 第3回の「おんまちラボ」では、音楽の「ノリ」について迫ります。一見、あいまいなものと思われがちですが、そこには秘密が隠されています。リズムの違いが音楽に与える影響など、誰にでも楽しくわかりやすいお話しと演奏でお送りします。  
 師 音楽の街-狛江 エコルマ企画委員  
 ¥500円  
 申 2月21日(月)午前9時から、音楽の街-狛江 エコルマ企画委員会事務局((一財)狛江市文化振興事業団) ☎(3430)4106(土・日曜日、祝日を除く)へ。

## 夜間無料法律相談会


日 3月2日(水)午後6時～7時10分  
 所 4階特別会議室  
 対 市内在住・在勤の方  
 定 10人(要予約)  
 内 市内在住の弁護士による相続、離婚、金銭貸借等の法律問題に関する相談  
 申 秘書広報室へ。



## 骨密度測定会&骨の栄養相談

日 3月7日(月) 午前10時～午後4時  
 ▼3月8日(火) 午前9時30分～11時30分  
 ※所要時間は30分程度  
 対 市内在住で、令和3年4月以降骨密度測定をしていない方(医療機関含む)  
 定 先着90人(要予約)  
 ※素足で検査しますので、脱ぎ履きしてください。  
 健康推進課(あいとびあセンター) ☎(348)1181へ。

やすしい靴下などを着用してお越しください。  
 ※この事業は、雪印ビーンスターク(株)との協定に基づき実施します。  
 所 申 2月21日(月)から電子申請で、



## 3月のパソコン教室

時 午前9時～正午・午後1時～4時  
 内 個人講座および家族・友人と参加できるグループ講座があります。日程・内容等ご希望に沿って調整できます。  
 ¥4,100円(※1は3,600円とテキスト代550円、※2は月2,400円または一回700円)  
 所 申 2月22日(火)までに、狛江市シルバー人材センター ☎(3488)6735へ。

■3月のパソコン教室日程等

| 日程                         | 時間 | コース名                     |
|----------------------------|----|--------------------------|
| 7日(月)・14日(月)・21日(祝)・28日(月) | 午前 | ワード実用                    |
| 8日(火)・15日(火)・22日(火)・29日(火) | 午前 | パソコンで水彩画                 |
| 2日(水)・9日(水)・16日(水)・23日(水)  | 午前 | エクセル基礎(表作成と編集)           |
| 3日(木)・10日(木)               | 午前 | スマホ・タブレット入門1(アンドロイド)(※1) |
| 17日(木)・24日(木)              | 午前 | スマホ・タブレット入門2(アンドロイド)(※1) |
| 4日(金)・11日(金)・18日(金)・25日(金) | 午前 | ステップアップLINE              |
| 5日(土)・12日(土)・19日(土)・26日(土) | 午前 | パソコン・クラウド活用講座            |
| 5日(土)・12日(土)               | 午前 | iPhone & iPad入門1(※1)     |
| 19日(土)・26日(土)              | 午前 | iPhone & iPad入門2(※1)     |
| 5日(土)・12日(土)・19日(土)・26日(土) | 午後 | 脳トレ講座(※2)                |
| 5日(土)・12日(土)・19日(土)・26日(土) | 午後 | ピンポイント・ワード               |
| 3日(木)・10日(木)・17日(木)・24日(木) | 午後 | ワード入門(西河原公民館)            |

■認知症の方とご家族向けの交流会「慈恵結びの会」  
 日 3月12日(土)午後2時～4時30分  
 所 防災センター4階会議室 ※ビデオ会議アプリ「Zoom」

■狛江市消費生活相談員募集  
 対 次のいずれかに該当した上で、パソコン操作ができ、4月から勤務できる方 ▼消費者安全法に規定する消費生活相談員

■市民法律無料相談会  
 日 2月25日(金)午後1時～4時  
 所 防災センター3階会議室 相続・遺言・成年後見等について、行政書士が相談をお受けします(要予約・秘密厳守)。  
 申 調布行政書士市民法律会・〒本 ☎042(446)6720へ。

■消費生活センター特別相談「多重債務110番」  
 日 3月7日(月)・8日(火) 時 午前9時～正午・午後1時～3時 ※電話での相談可 対 多重債務でお悩みの方  
 所 地域活性課地域振興係

■お知らせ  
 対 パソコンの基本操作ができる方(建築・資材等の知識があればなお可) 定 1人任用期間4月1日～令和5年3月31日(更新する場合あり) 勤務場所 市役所5階環境政策課 ※詳細は、募集要項(環境政策課窓口で配布または市ホームページからダウンロード可)をご覧ください。  
 申 3月4日(金)(必着)までに、履歴書および書類選考用紙を持参または特定記録郵便で環境政策課環境係へ。

## インフォメーションご案内

■岩戸地域センター「利用団体展示発表会」  
 日 2月27日(日)午前10時～午後3時  
 内 染色、陶芸、習字の作品展  
 ※図書室は、正午から開室  
 所 岩戸地域センター ☎(348)7040

■相続・遺言等相談会  
 日 2月22日(火) 西河原公民館  
 ▼3月9日(水) 岩戸地域センター  
 時 午前10時～正午 内 相続・遺言・成年後見等について、狛江の行政書士が相談をお受けします(予約不要・秘密厳守)。  
 所 狛江の相続を考える行政書士の会・古林 ☎090(3932)1349

■防災センター4階会議室  
 日 2月28日(月)までに、履歴書(写真貼付)および資格等証明書の写しを持参または郵送で地域活性課地域振興係へ。

■令和4年度会計年度任用職員(一般事務または技術)  
 対 パソコンの基本操作ができる方(建築・資材等の知識があればなお可) 定 1人任用期間4月1日～令和5年3月31日(更新する場合あり) 勤務場所 市役所5階環境政策課 ※詳細は、募集要項(環境政策課窓口で配布または市ホームページからダウンロード可)をご覧ください。  
 申 3月4日(金)(必着)までに、履歴書および書類選考用紙を持参または特定記録郵便で環境政策課環境係へ。

中央公民館 ☎(3488)4411  
 こまえ市民大学「サラリーマン・パイロット 大空駆けて38年」  
 日 3月5日(土)午後2時～4時  
 師 外川政行さん(元日本航空(株)機長) 定 先着40人 ¥200円(受講料) 申 2月16日(水)午前9時から

公民館

資格試験に合格した方▼消費生活専門相談員・消費生活コンサルタント・消費生活アドバイザーのいずれかの資格を有する方(消費生活相談員の経験者優先)  
 定 1人勤務時間週2日程度、午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く) 報酬1時間当たり1,900円(交通費別途支給あり) 選考方法 書類選考および面接  
 申 2月28日(月)までに、履歴書(写真貼付)および資格等証明書の写しを持参または郵送で地域活性課地域振興係へ。



学生向け

中央公民館学習  
フリースペース



中央公民館の空き貸出室を利用して、学生(小学生～大学生等)が一人で勉強をするための部屋を開放します。

【毎月5回程度(不定期)】

※開催月の前月下旬ごろに、教育委員会ホームページに開催日時を掲載します。

各回定員12人

【協力(見守り)】こまえ学習サポートプロジェクト

【注意事項】

▽学習フリースペースでは静かに過ごしてください。



▽終了時間は守ってください。  
▽学習フリースペース内は飲食禁止です(水分補給は可能)。  
▽座席数には限りがあります。  
▽学習フリースペースは、換気のため窓を開けています。体調管理ができる服装でお越しください。  
▽荷物だけを置いた場所取り等はいししないでください。  
▽荷物を置いたまま長時間席を離れた場合は、公民館事務室で荷物を預かることがあります。  
【中央公民館】(3488) 4411

ひとり親家庭のお子さんの  
学習を支援します



ひとり親家庭のお子さんの学習を支援するため、市内公共施設で実施する「ひとり親家庭等の学習支援事業」の利用者を募集します。

【4月1日】令和5年3月の毎週木曜日午後6時30分(予定)から(2時間程度)

【市内在住のひとり親家庭の小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒】

【市内公共施設】

【定員30人程度(多数抽選)】

【子どもたちの学習支援】学習習慣の定着、学習意欲の喚起および学力の向上を図るため、個々の子どもたちの状況に合わせた学習

支援を行います。

▽相談支援 子どもとその保護者からの学習面および生活面に關する相談を受け、個々の状況に応じた助言および支援を行います。必要な支援機関と連携します。

▽居場所の提供 子どもが地域社会とのつながりを身近に感じ、安心して過ごすことができ居場所を提供します。

※学習支援に精通している学生や教員OB等が支援します。

※利用に当たっては、事前面接(4月上旬実施)があります。  
【申請】3月10日(木)までに、電子申請で子ども政策課企画支援係へ。

誰でもできるSDGs

第12回「このまちが好き」



SDGs(持続可能な開発目標)とは、この先の世界が今以上に良くなるために世界で取り組んでいる17の目標です。

11番目の目標は、「住み続けられるまちづくりを」です。「まちづくり」と聞くと、国や市役所などが行うイメージですが、実現するためには、住んでいる方一人ひとりが「まちづくり」に参加することも必要です。そして、住んでいるまちを好きになることも持続可能な場所にするアクションです。

【私たちにできること】  
▽泊江の魅力を知る  
▽まちをより良くするための話し合いや計画づくりに参加する  
▽地域のハザードマップを調べる  
【政策室企画調整担当】

保育園園庭開放 ~来て見て遊ぼう~

【未就学児親子】

※親子とも汚れてもよい服装でお越しください。

【市立保育園園庭開放「おひさま」】

【時】午前10時30分～11時30分(11時までにお越しください)

※お子さんに関するご相談があれば、職員にお声掛けください。

【定】1日10組(付き添いの保護者の方1人まで可)

【持】着替え、タオル等

【私立保育園園庭開放】

【時】午前10時～11時

【各園】

【「おひさま」3月の日程(雨天中止)】

| 園名                    | 日程              | 内容   |
|-----------------------|-----------------|------|
| 藤塚保育園<br>☎(3489) 2835 | 1日(火)<br>16日(水) | 園庭遊び |
| 駒井保育園<br>☎(3480) 9361 | 2日(水)<br>15日(火) | 園庭遊び |
| 駄倉保育園<br>☎(3489) 5415 | 9日(水)<br>22日(火) | 園庭遊び |
| 三島保育園<br>☎(3488) 3898 | 1日(火)<br>15日(火) | 園庭遊び |

【私立認可保育園園庭開放3月の日程(雨天中止)】

| 園名                       | 日程     | 内容                                      |
|--------------------------|--------|-----------------------------------------|
| 多摩川保育園<br>☎042(483) 4667 | 9日(水)  | 園庭開放(午前10時～11時)<br>※要予約(平日午前8時30分～午後5時) |
| 泊江子どもの家<br>☎(3488) 1231  | 22日(火) | 園庭遊び・遊具遊び・おもちゃ遊び・体操                     |
| いずみ保育園<br>☎(3480) 0598   | 2日(水)  | 園庭遊び・身体測定                               |

防犯安全教育

「親子で学ぼう、防犯体験教室」

【3月5日(土)午前10時～11時】

【所】中央公民館

【対】4月に小学校1年生になる子どもと保護者

【定】30組

【内】防犯ブザーを鳴らすなどして子ども自身が自分を守る方法を体験しながら学びます。  
※参加者には東京都



作成の「あんぜんあんしんがくしゅうドリル」をプレゼントします。  
【師】特定NPO法人日本こどもの安全教育総合研究所  
【持】リュックサック型のバッグ(ランドセルの代わり)  
【申】電子申請または電話で安心安全課へ。



以下は広告枠です

放送大学 正統の通信制大学  
学位・資格取得・科目履修  
一流教授・講師の授業  
放送授業 3百科目  
面接授業 3千科目  
自分のペースで学べる  
BSテレビ BSラジオ インターネット スカリング  
2022年度 入学期間 4月11日～3月15日  
入学時期 年2回  
放送大学 東京渋谷学習センター  
渋谷駅徒歩5分 TEL 03-5428-3011  
渋谷区道玄坂1-10-7

【おはなし会】2月17日(木)午後1時30分～1時50分(要予約) 対乳幼児親子  
【ランテア】2月12日(土)午後1時30分～3時30分(対小学生) 定先着10人  
【ねんね赤ちゃんのお部屋】2月22日(火)、2月3日(木)午後2時～4時 対新生児  
【8組ねんねの赤ちゃんと保護者】2月21日(月)～2月22日(火) 対新生児



【こまこ児童館】5701 ☎(3480)  
【こまこJUMP JAM】4時30分～19日(土)午後3時30分

【子ども家庭支援センター】6605 ☎(5438)  
【母乳・ミルク相談】2月17日(木)午後2時から 対乳幼児の保護者 定先着6組 助産師による個別相談 2月16日(水)まで  
【ねんね赤ちゃんのお部屋】2月22日(火)、2月3日(木)午後2時～4時 対新生児  
【8組ねんねの赤ちゃんと保護者】2月21日(月)～2月22日(火) 対新生児



# 安心で安全なまちづくりを目指して

市では、市・市民・事業者等が一丸となり、安心で安全なまちづくりを進めています。

昨年1年間の結果を踏まえ、令和4年も安心で安全なまちづくりをさらに推進していきましょう。

※各件数は、調布警察署、狛江消防署および警視庁「交通事故統計表」による数値です。

問 安心安全課



## 防犯

昨年の市内での刑法犯認知件数は275件（前年比35件減）でした。市では、調布警察署管内（狛江市・調布市）で被害の多い特殊詐欺防止策として、高齢者を対象に自動通話録音機の貸与を行った他、防災行政無線やこまえ安心安全情報メール等を活用した啓発を行っています。

また、町会・自治会や商店街等を対象に、犯罪抑止に効果的な防犯カメラの設置および維持管理費用に対する補助を行っています。



見守りマーク

防犯には地域の目が大変効果的です。市内に地域の目を行き届かせる取り組みとして、町会・自治会を中心とした安心安全パトロール、調布地区防犯協会狛江支部連合会の協力による、青色回転灯装備車による市内巡回（平日夜間・休日）も実施しています。

地域の目をさらに増やすために、狛江市安心で安全なまちづくり地域協議会と協働で見守りマークを作成し、各種イベント等で配布しています。見守り協定を締結している事業者にはマーク入りステッカーを車両に貼って、業務の際に見守り活動をしていただいています。マークを見掛けたらお互いにあいさつをしたり、周囲に気を配る等、取り組みにご協力ください。

## 被害に遭わないために

### 特殊詐欺

昨年の市内での特殊詐欺被害件数は38件（前年比11件増）、約7,950万円の被害が発生しました。最近の傾向としては、警察官や市職員、銀行員等をかたる犯人が「あなたのキャッシュカードが不正に利用されています」等と言って自宅を訪問し、キャッシュカードをだまし取る手口が増えており、昨年は19件と、市内の特殊詐欺被害件数の半分以上を占めています。



また、市職員等をかたる犯人が「還付金があります」等とATMに誘導し現金を振り込ませる還付金詐欺被害も、昨年は13件と依然として多く発生しています。

特殊詐欺は年々手口が巧妙になっています。犯人は、家族や親族の名前等を知っている場合もあります。お金の話が絡む不審な電話

■令和3年 狛江市内の主要犯罪発生件数 ※（ ）内は令和2年の件数

|     | 侵入盗   | ひったくり | 特殊詐欺    | 車上荒らし | 自転車盗     | バイク盗  | 合計        |
|-----|-------|-------|---------|-------|----------|-------|-----------|
| 合計  | 0 (7) | 0 (0) | 38 (27) | 6 (6) | 78 (112) | 5 (2) | 127 (154) |
| 前年比 | △ 7   | 0     | 11      | 0     | △ 34     | 3     | △ 27      |

があったら、いったん切って警察や家族に相談しましょう。

また、在宅中でも常に留守番電話に設定し、相手を確認してから電話に出たり、迷惑電話防止機能付き電話機を使用する等、自宅の電話の防犯力を高めましょう。市では、通話の前に相手方に警告が流れる自動通話録音機を無料で貸し出しています（安心安全課窓口で受付）。

### 自転車盗難

自転車盗難は昨年には市内で78件（前年比34件減）発生しており、市内の刑法犯認知件数の約3割を占めています。買い物等のわずかな時間でも、駐輪場に止め、必ず鍵を掛けましょう。元々付いている鍵にプラスして二重に鍵を付ける、ツーロックも有効です。

また、住宅敷地内からの盗難被害も発生しています。持ち去りやすい場所に自転車を置かないようにし、盗難を防ぎましょう。安心安全課では自転車のワイヤー錠を配布しています（数に限りあり）。



## 消防

昨年の市内での火災発生件数は17件で、おとし記録した市内の最少火災件数7件よりも10件増加しました。また、火災による死者は発生しなかったものの、火災によるけが人が4人（前年比4人増）発生しています。

17件の火災のうち、建物から出火した火災が8件と火災件数の約半分以上を占めており、そのうち7件が住宅（共同住宅含む）からの火災です。出火原因の上位は、たばこ、放火（放火の疑い含む）がそれぞれ4件とトップです。住宅火災の早期発見、被害の軽減に役立つ住宅用火災警報器を設置し、定期的に点検する他、次のことに注意しましょう。



### たばこ火災

- ▽寝たばこは絶対にしない
- ▽飲酒→喫煙→うたた寝に注意する
- ▽吸い殻を灰皿にためない
- ▽吸い殻は水で完全に消してから捨てる
- ▽火種を落とさないよう安全な場所で喫煙する

### 放火火災

- ▽家の周りを整理整頓する
- ▽家の周りには燃えやすいものを置かない
- ▽車庫や物置等には鍵を掛ける
- ▽ごみは、収集日の朝、決められた場所に出す



## 交通安全

昨年の市内での交通事故発生件数は96件（前年比19件増）で、内

訳は死亡0件、重傷12件、軽傷84件でした。また、自転車での事故が79件（前年比30件増）起きています。交通ルールを守った安全運転を心掛けるとともに、定期的に自転車の点検整備を行いましょう。

| 24時間医療機関案内                                                                                                                                                                                         | 休日診療                                                                                                                                                                              | 小児初期救急平日夜間診療                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ひまわり(東京都医療機関案内サービス)<br/>☎(5272) 0303</p> <p>狛江消防署 ☎(3480) 0119</p> <p>病院へ行く?救急車を呼ぶ?<br/>急な病気やけがで迷ったら<br/>東京消防庁救急相談センター<br/>#7119<br/>☎042(521) 2323</p> <p>東京版 救急受診ガイド<br/>携帯電話から スマートフォンから</p> | <p>日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)<br/>受午前9時～11時30分・午後1時～4時30分<br/>所あいとぴあセンター</p> <p>休日応急診療所 ☎(3488) 9121<br/>※事前に電話をしてから受診</p> <p>休日歯科応急診療所 ☎(3488) 9171</p> <p>休日診療薬局 ☎(3488) 1519</p> | <p>月～金曜日<br/>(慈恵第三病院の休診日は除く)<br/>受午後7時～9時30分<br/>対15歳以下の急病の方<br/>※事前に電話をしてから受診</p> <p>慈恵第三病院内<br/>「狛江・調布小児初期救急平日準夜間診療室」 ☎(3488) 2061</p> |